

＜引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

平成 26 年 4 月 1 日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		決 算 額
歳 入	令和元年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	52,023
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	517,524

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目			対象経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目		国県支出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地 方消費税交付 金(社会保障財 源化分)	そ の 他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	43,814	29,725	0	0	4,370	9,719
民生費	社会福祉費	老人福祉費	116,492	3,482	0	4,113	11,705	97,192
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	178,039	120,629	0	0	17,896	39,514
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	28,789	16,123	0	0	2,913	9,753
民生費	児童福祉費	児童措置費	80,105	67,422	0	0	8,064	4,619
民生費	児童福祉費	母子福祉費	520	260	0	0	52	208
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	23,598	5,923	0	0	2,393	15,282
衛生費	保健衛生費	予防費	46,167	2,011	0	3,843	4,630	35,683
合 計			517,524	245,575	0	7,956	52,023	211,970

※一般職人件費・一般事務費は除く。